

浜松市こらぼ講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女共同参画の意識づくりのため、市民の団体等が主体的に開催する学習会等（以下「学習会等」という。）に、講師を派遣する事業（以下「こらぼ講座」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 こらぼ講座を申し込むことができる者は、市内に在住、勤務又は通学する者で構成され、学習会等の参加者が10人以上見込まれる団体・グループ（ただし、同学習会等において他団体から補助金等を受ける団体・グループを除く。）とする。

(講師)

第3条 講師は「男女共同参画アドバイザー」といい、市長が男女共同参画に理解が深いと認めた者を登録する。

2 講師として登録する者は、男女共同参画アドバイザー登録書（第1号様式）を市長へ提出するものとする。

3 講師は情報交換と自己研鑽のため、必要に応じて男女共同参画を所管する課が開催する研修会に参加するものとする。

4 講師を辞退しようとする者は、男女共同参画アドバイザー辞退届出書（第2号様式）を市長へ提出するものとする。

5 市長は、男女共同参画アドバイザーに登録していることが適当でないと認めるときは、職権でその登録を抹消することができる。

(実施内容)

第4条 こらぼ講座の内容は、男女共同参画についての理解を深めるものとして、男女共同参画を所管する課が提示するテーマの中から申込者が選択する。ただし、特に希望するテーマがある場合で市長が必要と認めるときは、講師と調整することができる。

2 こらぼ講座の実施時間は、午前10時から午後9時の間で1講座につき2時間以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、講師と調整することができる。

3 こらぼ講座の会場は、市内に限るものとし、会場の確保・準備及び講師との事前調整等は申込者が行うものとする。

4 市は、予算の範囲内において、講師の派遣に係る謝礼を負担する。これ以外に発生する経費については、申込者が負担する。

(申込方法及び講師派遣)

第5条 申込者は、学習会等を開催しようとする日の1ヶ月前までに、こらぼ講座申込書（第3号様式）を市長に提出し又は所定の浜松市公式ウェブサイト上の申込フォームから申し込みしなければならない。

2 申し込みできる期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。ただし、当該年度予算額に達した場合は、この限りでない。

3 市長は、申込書を受理したときは、講師の派遣の可否を決定し、申込者に対して2週間以内にこらぼ講座講師派遣（又は不承認）通知書（第4号様式又は第5号様式）によ

り通知するものとする。

4 前項の講師派遣の承認について、市長は、申込者に対して必要な条件を付すことができる。

5 承認された講師派遣について、市長は、講師に対してこらぼ講座講師依頼書（第6号様式）により通知する。

6 同一団体・グループによる同一年度内の申し込みは、2回を限度とする。

（講師派遣の制限等）

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、講師を派遣しない。

(1) 申込者が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

(2) 実施する学習会等が政治、宗教又は営利を目的としたものであるとき。

(3) この制度の目的に反すると認められたとき。

（変更等の連絡）

第7条 第5条により講師派遣の通知を受けた申込者は、学習会等の内容、開催日時、開催場所その他申込事項に変更があったとき、又は学習会等を中止しようとするときは、変更や中止の事実が発生した時点で、速やかに市長に連絡しなければならない。

（報告書の提出）

第8条 派遣された講師は、派遣終了後、こらぼ講座講師派遣実績報告書（第7号様式）を、市長に提出するものとする。

2 こらぼ講座講師の派遣を受けた申込者は、こらぼ講座実施報告書（第8号様式）を、市長に提出するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

男女共同参画アドバイザー登録書

氏名・団体名	ふりがな（ ）		代表者氏名(団体の場合)	
住 所 (所在地)	〒			
アドバイザー名 (団体の場合のみ) ※3名以上は備考欄 へお書きください。	ふりがな（ ）		ふりがな（ ）	
連 絡 先	電 話		F A X	
	メール			
希望の連絡方法	☐ 電話 ☐ F A X ☐ メール ☐ その他（ ）			
専門分野 (アドバイザーとして活かせる略歴・資格等も含め自由記述をお願いします。) ※申込者に紹介する際のプロフィールとして活用させていただく場合があります。				
派遣対応可能なテーマ				
その他要望事項等 (例)都合の悪い曜日・時間帯など				
備 考				

第2号様式（第3条関係）

男女共同参画アドバイザー辞退届出書

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

氏名・団体名

男女共同参画アドバイザーを辞退するため、浜松市こらぼ講座実施要綱第3条第4項の規定により届け出ます。

（辞退理由）

第 3 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

こ ら ぼ 講 座 申 込 書

（あて先）浜松市長

住 所
団 体 名
申込者 代表者名
電 話

学習会等への講師派遣を、次のとおり申し込みます。

希望するテーマ			
具 体 的 な 内 容			
希 望 日 時	第 1 希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
	第 2 希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
予 定 会 場	会場名 所在地		
参 加 人 数 参加年齢層	人 参加年齢層 主に 歳代		
打合せ担当者	氏 名 電 話 メール F A X		
そ の 他 要 望 等			
申込のきっかけ			

- *会場及び資料等の準備は申込者が行ってください。
- *講師の指定はできません。
- *実施時間は午前 10 時から午後 9 時までの間で 1 講座につき 2 時間以内とします。
- *開催希望日 1 ヶ月前までに提出してください。

*以下は所管課が記入します。

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
講師派遣の決定 可 ・ 否	受付日 年 月 日 (窓口・郵便・メール・F A X ・ フォーム)	講師名

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

こらぼ講座講師派遣通知書

様

浜松市長

年 月 日付で申込のありました講師派遣について、次のとおり決定します。

1 派遣内容

テ ー マ	
講 師	
実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	会場名 所在地
備 考	

2 派遣条件

- (1) 講座内容については申込者が講師へ直接連絡し、打合せをしてください。
- (2) 講座終了後、こらぼ講座実施報告書（第8号様式）に、当日の資料と受講者全員のアンケート又は感想文（学校関係の場合は、一部の生徒又は児童の感想文でも可）を添えて提出してください。
- (3) 開催日等の変更については、事前に市へ連絡してください。
- (4) 市は、派遣に係る講師謝礼のみを負担します。資料印刷代や会場使用料等、その他に発生する経費につきましては、申込者の負担でお願いします。

年 月 日

こらぼ講座講師派遣不承認通知書

様

浜松市長

年 月 日付で申込のありました講師派遣について、次のとおり不承認とします。

テ ー マ	
不承認 の理由	

年 月 日

こらぼ講座講師依頼書

様

浜松市長

こらぼ講座について、次のとおり講師を依頼します。

申 込 者	団体名（代表者） 打 合 せ 担 当 者 電 話 F A X メール
テ ー マ	
実 施 日 時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	会場名 所在地
参 加 人 数 参加年齢層	人 参加年齢層 主に 歳代
申込者からの 要 望 等	
講師謝礼	円
備 考	

第 7 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

講師名

こらぼ講座講師派遣実績報告書

浜松市こらぼ講座実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、講師の派遣実績について、次のとおり報告します。

受講者（団体名）	
実施日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
テ ー マ	
講座内容	
備 考	

第 8 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

こらぼ講座実施報告書

（あて先）浜松市長

申込者 住 所
団 体 名
代表者名
電 話

浜松市こらぼ講座実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、こらぼ講座の実施について報告
します。

講師氏名	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	
テ ー マ	
講座内容	
参加人数	人
備 考	

＊当日の資料と受講者全員のアンケート又は感想文（学校関係の場合は、一部の生徒又は
児童の感想文でも可）を添えて提出してください。